

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

居宅介護支援事業所つれづれ

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

居宅介護支援事業所つれづれ

1 事業所の概要

- ・事業所名 居宅介護支援事業所 つれづれ
(事業所番号 0171501158)
- ・所在地 北斗市追分7丁目11番21号
- ・設置法人名 社会福祉法人 上磯康啓会
- ・代表者 小松 康之
- ・管理者 田中 紀子
- ・連絡先 0138-48-1777
- ・サービス提供実施区域 北斗市 七飯町 函館市

2 事業所の職員体制

- ・管理者 田中 紀子
- ・介護支援専門員 田中 紀子

3 営業時間

- ・月～金曜日 午前 8時30分 より 午後 5時30分 まで
ただし、年末年始12月31日～1月3日までを除く。

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 要介護認定を受けられ、認定された方は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

要介護 1 ・ 2	10860円／月
要介護 3 ・ 4 ・ 5	14110円／月

5 相談窓口

サービスに関する相談や質問については下記にご連絡ください。

電話番号 0138-48-1777
F A X 0138-49-7337
担当者 田中 紀子
対応時間 月～金曜日
午前 8時30分～午後 5時30分
※ FAXについては24時間受付しております。

6 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと 主要内容

- ・ご自宅を訪問し、ご本人またはご家族の方からお話をお伺い致します。
- ・ご本人の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討致します。
- ・サービス計画の内容、利用者、保険の適用などの一切をご説明し、ご理解を得ます。
- ・情報の提供
- ・要介護認定の申請代行・変更の代行
- ・医療との連携

- ①このサービスの提供にあたってはご本人の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、要介護状態となる事の予防となるよう、適切にサービスの提供を致します。
- ②サービスの選択については複数の事業所を提案し、お客様の選択・決定に基づいて支援を行っていきます。またお客様の求めに応じて、当該事業所がケアプランに位置付けられた理由をご説明致します。
- ③入院時には入院先の医療機関に対して、事業所名・担当者の氏名等をお伝え頂き、当事業所に対しても速やかにご連絡をお願い致します。
- ④入院時には入院先の医療機関に対してお客様の在宅時の生活状況等について情報提供致します。
- ⑤退院時には医療機関・主治医等から情報提供を受け、必要に応じてカンファレンスを開催し、退院後の支援を行っていきます。
- ⑥サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいようにご説明致します。もしご不明な点がございましたら、いつでもお気軽にご質問ください。

7 訪問時等の交通費について

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費実費が必要となります。

8 サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービス終了の1週間前までにお申し出があった場合に解約する事ができます。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は終了 30日前までにご連絡致しますとともに、この地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。
 - ・ご本人が介護保険施設に入所されたとき
 - ・介護保険サービスを利用されていたお客様の要介護認定が、要支援または非該当となったとき
 - ・ご本人が亡くなった場合または被保険者資格を喪失されたとき
- ④ その他
お客様の著しい不信行為等により双方の信頼関係の維持や適切な居宅介護支援を行う事が困難となった場合、30日前までに理由を通知する事により、サービスを終了させていただく場合があります。

9 苦情処理の体制

利用者に提供したサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、当事業所では苦情を受け付けるための相談窓口を設置しています。

(1) 当事業所のお客様苦情・相談担当窓口

相談受付担当者 施設介護支援専門員・生活相談員
賢持 翼

解決責任者 施設長 清水 修一

苦情解決第三者委員 石崎 幸男 様 近藤 弘子 様

電 話 (0138)48-1777

F A X (0138)49-7337

住 所 〒049-0101
北斗市追分7丁目11番21号

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

11 当事業所の概要

名 称

社会福祉法人 上磯康啓会
指定居宅介護支援事業所つれづれ
(特別養護老人ホームつれづれの郷付設)

代表者

理事長 小松 康之

事業所所在地 北斗市追分7丁目11番21号

その他付設の介護保険サービス事業

- ・特別養護老人ホーム つれづれの郷
- ・地域密着型特別養護老人ホームつれづれの郷ー北斗
- ・ショートステイ つれづれの郷
- ・ショートステイ つれづれの郷(介護予防事業)
- ・デイサービス つれづれ
- ・デイサービス つれづれ(介護予防事業)
- ・生きがいデイサービス(生きがい活動支援通所事業)

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明致しました。

事業所 所在地 北斗市追分7丁目11番21号

事業所名 指定居宅介護支援事業所つれづれ

説明者 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

お客様

住所

氏名 (本人・代理) 印

代理人又は立会人

住所

氏名 印